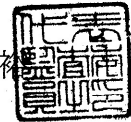


幸田町監査公示第5号

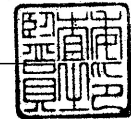
令和6年5月7日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年6月24日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



幸田町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所（略） 氏名（略）

2 請求の要旨

令和6年5月7日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）並びに事実証明書として添付のあった一覧表「道の駅役員出張」及び幸田町ホームページ掲載記事「町長フォトニュース」から、本件請求の要旨を次のように解した。

幸田町長成瀬敦は、一般社団法人全国道の駅連絡会の役員として出張したとする次に掲げる旅行について、当該法人から役員旅費（費用弁償）として支給されるべきものを幸田町に負担させたことにより、幸田町に損害を与えた。

旅費の支給は、公務出張に限られ、当該法人の事務は、幸田町が行う事務でないことは明らかなので、当該法人から支払われるべき旅費及びそれに伴う経費を幸田町に負担させることは、極めて不当であり、首長自らが行ったことは、厳しく問われるべきである。

よって、幸田町長成瀬敦に対し、旅費として支給された182,790円及び随行する必要がなかった幸田町職員に支払われた旅費、手土産代及び車両借上料など、開示された行政文書を集計すると754,800円以上となる幸田町の損害を補てんすることを請求する。

(1) 令和2年10月6日からの佐賀県方面への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	82,030 円	車両借上料	41,250 円
随行職員 1	56,540 円	ガソリン代	4,195 円
随行職員 2	87,850 円	—	—
随行職員 3	73,400 円	—	—
合 計	299,820 円	—	45,445 円

(2) 令和3年10月12日の高山市方面への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	4,500 円	—	—
随行職員 1	4,500 円	—	—
随行職員 2	3,500 円	—	—
合 計	12,500 円	—	—

(3) 令和3年12月26日からの三重県方面への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	19,000 円	手土産代	6,015 円

随行職員 1	19,000 円	—	—
随行職員 2	0 円	—	—
合 計	38,000 円	—	6,015 円

(4) 令和 4 年 1 月 1 0 日からの京都府方面への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	19,000 円	手土産代	3,980 円
随行職員 1	19,000 円	手土産代	7,000 円
随行職員 2	19,000 円	—	—
合 計	57,000 円	—	10,980 円

(5) 令和 4 年 1 月 1 5 日の松阪市への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	4,500 円	手土産代	1,060 円
随行職員 1	4,500 円	—	—
合 計	9,000 円	—	1,060 円

(6) 令和 4 年 6 月 2 7 日からの福島県方面への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	51,760 円	手土産代	18,680 円
随行職員 1	51,760 円	車両借上料	37,840 円
随行職員 2	51,760 円	駐車場・高速代	1,000 円
随行職員 3	51,760 円	ガソリン代	8,420 円
—	—	見舞金	30,000 円
合 計	207,040 円	—	95,940 円

(7) 令和 4 年 7 月 6 日の豊橋市への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	1,000 円	—	—
合 計	1,000 円	—	—

(8) 令和 5 年 3 月 4 日の豊橋市への旅行

旅 費		旅行に伴う経費	
旅行者	金 額	項 目	金 額
幸田町長	1,000 円	—	—
合 計	1,000 円	—	—

本件請求については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める要件を備えているものと認め、令和６年５月１６日付けで受理した。

第３ 監査の実施

１ 事実関係の確認

本件請求に係る旅費等の支出について、法第１９９条第８項の規定により、関係書類の提出を求め調査したところ、支出負担行為決議書兼支出調書、概算払精算書、資金前渡精算書、戻入決議書兼通知書及び旅行命令簿の写しから、次のとおり事実を確認した。

(1) 令和２年１０月６日からの佐賀県方面への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	82,030 円	令和２年 10 月 5 日	車両借上料	41,250 円	令和２年 10 月 2 日
随行職員 1	56,540 円	令和２年 10 月 5 日	ガソリン代	4,195 円	令和２年 10 月 2 日
随行職員 2	87,850 円	令和２年 10 月 5 日	—	—	—
随行職員 3	73,400 円	令和２年 10 月 2 日	—	—	—
合 計	299,820 円	—	—	45,445 円	—

(2) 令和３年１０月１２日の高山市方面への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	4,500 円	令和３年 12 月 10 日	—	—	—
随行職員 1	4,500 円	令和３年 12 月 10 日	—	—	—
随行職員 2	3,500 円	令和３年 12 月 10 日	—	—	—
合 計	12,500 円	—	—	—	—

(3) 令和３年１２月２６日からの三重県方面への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	19,000 円	令和３年 12 月 24 日	手土産代	6,015 円	令和４年 1 月 20 日
随行職員 1	19,000 円	令和３年 12 月 24 日	—	—	—
随行職員 2※	0 円	令和３年 12 月 24 日	—	—	—
合 計	38,000 円	—	—	6,015 円	—

※随行職員 2 の旅費については、令和３年 12 月 24 日に 19,000 円を概算払いしたが、事情により旅行を取りやめたため、令和３年 12 月 28 日に全額を戻入した。

(4) 令和４年１月１０日からの京都府方面への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	19,000 円	令和４年 1 月 7 日	手土産代	3,980 円	令和４年 1 月 20 日
随行職員 1	19,000 円	令和４年 1 月 7 日	手土産代	7,000 円	令和４年 1 月 31 日
随行職員 2	19,000 円	令和４年 1 月 7 日	—	—	—
合 計	57,000 円	—	—	10,980 円	—

(5) 令和4年1月15日の松阪市への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	4,500 円	令和4年3月10日	手土産代	1,060 円	令和4年1月31日
随行職員1	4,500 円	令和4年3月10日	—	—	—
合 計	9,000 円	—	—	1,060 円	—

(6) 令和4年6月27日からの福島県方面への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	51,760 円	令和4年6月22日	手土産代	18,680 円	令和4年7月20日
随行職員1	51,760 円	令和4年6月22日	車両借上料※	23,000 円	令和4年6月22日
随行職員2	51,760 円	令和4年6月22日		14,840 円	令和4年7月20日
随行職員3	51,760 円	令和4年6月22日	駐車場・高速代	1,000 円	令和4年6月22日
—	—	—	ガソリン代	8,420 円	令和4年6月22日
—	—	—	見舞金	30,000 円	令和4年6月1日
合 計	207,040 円	—	—	95,940 円	—

※車両借上料については、令和4年6月22日に23,000円を資金前渡したが、車種変更により不足が生じたため、令和4年7月20日に不足額14,840円を支出した。

(7) 令和4年7月6日の豊橋市への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	1,000 円	令和4年9月12日	—	—	—
合 計	1,000 円	—	—	—	—

(8) 令和5年3月4日の豊橋市への旅行

旅 費			旅行に伴う経費		
旅行者	金 額	支 出 日	項 目	金 額	支 出 日
幸田町長	1,000 円	令和5年5月10日	—	—	—
随行職員1※	1,000 円	令和5年5月10日	—	—	—
合 計	2,000 円	—	—	—	—

※随行職員1の旅費については、本件請求書及び事実証明書に記載がない。

2 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与したところ、請求人から証拠の提出はなく陳述の希望があったため、令和6年5月30日請求人の陳述を聴取したところ、請求人は、本件請求について次のように陳述した。

(1) 請求の対象職員について

幸田町長の旅行命令簿に押印されているのは、旅行者印欄に幸田町長の私印、旅行命令欄に日付入り町長印で、復命印欄には日付のない町長印が押印されているが、G L

から副町長の欄に押印はなく、担当職員が一切決裁に関与していない。

よって、幸田町長の旅行に際して幸田町長の他に責任を負うべき職員は、誰もいない。旅行に伴う幸田町長の旅費のみならず、供ぞろえ（随行職員）や手土産代など関連する経費も含めて、一切が幸田町長成瀬敦の指示の下に行われたことは、明らかである。

(2) 財務会計行為の概要及び幸田町に生じた損害について

ア 事実証明書として本件請求書に添付した一覧表「道の駅役員出張」は、一般社団法人全国道の駅連絡会の役員（理事又は監事）として旅行した幸田町長の旅費及び随行職員の旅費等を、幸田町から請求人に開示された支出負担行為決議書兼支出調書及び旅行命令簿等により集計したものであるもので、金額については、幸田町に保管されている原本で確認されたい。

イ 旅行の日程調整、視察先との連絡及び手土産の手配等に従事し、並びに旅行に随行するなど、幸田町職員が幸田町の事務に従事しなかった時間について、給与は支給してはならない。所要時間数分の給与（金額不明）は、返還されるべきである。

(3) 違法、不当とする理由について

本件請求書に記載したとおり、幸田町長に対して旅費が支給されるのは、「公務で旅行した場合」と幸田町条例で定められている。本件請求に係る支出の適否は、旅行が「公務か否か」のみで判断されるべきである。自治体の首長は一日24時間、その任期中は公人であることは、承知をしている。しかし、首長の用務が全て公務とならないことは、改めて申すまでもない。公務は、自治事務と法定受託事務に従事した場合に限り認められるものである。全国道の駅連絡会は、一般社団法人であり、法人が行う業務が、幸田町の公務と認められないことは明らかである。公務でない以上、その業務は、「私用」である。

よって、幸田町長が法人の業務で旅行すること自体は、職務専念義務のない特別職であるので違法ではないが、その旅費を幸田町から支給させたことは、旅費支給条例に違反している。加えて、私用の旅行に幸田町職員を随行させ、幸田町の事務としての職務に専念させず、手土産代など不必要な支出を行った。

(4) 請求する措置の補足

幸田町ホームページの「町長の部屋」にある町長フォトニュースは、「公務の一部を掲載」とされ、広く公開されている。本件請求に係る不当な支出は、この町長フォトニュースで「全国道の駅連絡会の役員として」視察を行ったと説明されている。幸田町長のみならず、幸田町職員の中にも公私の判断が正しく行われていないことが最も問題視すべきである。違法な行為を誰も指摘しない組織は、基礎自治体として存続しない。コンプライアンスの徹底、再発防止を厳しく求められたい。

3 関係職員の陳述聴取

本件請求に係る旅費等の支出のうち、令和5年3月4日の豊橋市への旅行について幸田町長の旅費を担当した人事秘書課及びこれに随行した環境経済部次長兼産業振興課長（1の(8)の表中「随行職員1」。以下「産業振興課長」という。）の旅費を担当した産業振興課を監査対象課として、法第242条第8項の規定により、請求人立会いの下、令和6年6月4日関係職員の陳述を聴取したところ、監査対象課は、請求人の主張に対し、次のように陳述した。

(1) 人事秘書課

令和5年3月4日の豊橋市への旅行は、道の駅イベント「もしも訓練フェア in 防災道の駅とよはし」に出席した際のものである。このイベントの主催は、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、一般社団法人全国道の駅連絡会及び豊橋市であった。幸田町長は、このイベントのオープニング合同セレモニーで、主催者である一般社団法人全国道の駅連絡会の監事としての立場で挨拶は行ったが、これに係る旅費の支給について当該法人から連絡はなかった。

幸田町は、現在、道の駅「筆柿の里・幸田」に係る道の駅BCPの策定を目指しているところであり、このイベントは、令和5年度に国内で唯一開催され、しかも、近隣自治体で開催されたものであるので、この道の駅BCPを策定し、地域の防災拠点として道の駅の防災機能を強化する幸田町の取組に大いに参考になったといえる。

よって、当該法人の監事としての立場で挨拶を行わなかったとしても、幸田町長としてこのイベントに参加し、現地を視察することが必要な公務であった以上、これに係る旅費の支給について当該法人と連絡を取る必要もなく、幸田町が幸田町長に旅費を支給したことは、何ら問題ないものと考ええる。

(2) 産業振興課

令和5年3月4日の豊橋市への旅行について、幸田町長への旅費日当の支給に理由があることは、人事秘書課の陳述のとおりであり、道の駅イベント「もしも訓練フェア in 防災道の駅とよはし」に産業振興課長が随行し、これに伴う旅費が支給されたことについても、人事秘書課の陳述のとおりであるが、幸田町において道の駅BCPの策定を主管しているのは、産業振興課であることから、このイベントの現地視察は、当課職員として必須の公務であるといえる。

BCPは、事業継続計画ともいい、大規模地震や風水害の備えとして、ハードとソフトの両面から防災と減災の対策を推進するもので、道の駅の防災活動拠点として必要な施設や体制を整えるため、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所が管轄する「直轄道の駅」においては、令和6年度中の策定が求められており、道の駅「筆柿の里・幸田」もその一つである。

既にBCPを策定し、令和3年6月に県内で唯一「防災道の駅」に選定された道の駅「とよはし」で行われたこのイベントでは、実際の災害時における道の駅の駐車場の

指定運用、災害対策車両についての説明や危機管理アドバイザーの講演を聞いたり、早期のBCP策定の必要性や策定後の実際の動きなどを見たりすることにより、多くの知識が得られたと考えている。その後の幸田町の動きとしては、令和5年度に道の駅防災機能強化検討業務として現状把握をし、その成果を踏まえて令和6年度BCP策定に向けた作業を現在進めているところである。

よって、幸田町が産業振興課長に旅費を支給したことは、何ら問題ないものとするが、今後は、旅費の支給が可能かどうか一般社団法人全国道の駅連絡会と連絡を取っていく必要はあると考える。

第4 監査の結果

1 判断

監査委員は、本件請求について監査を実施した結果、次のとおり判断した。

「監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものとされている（法第242条第2項本文）。そして、ここにいる当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。支出負担行為、支出命令及び支出については、法第242条第2項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為があった日から各別に計算すべきものである（平成14年7月16日最高裁判例）」ことから、本件請求に係る旅費等の支出のうち、令和2年10月6日からの佐賀県方面への旅行については旅費等の支出が最後にあったのが令和2年10月5日、令和3年10月12日の高山市方面への旅行については令和3年12月10日、令和3年12月26日からの三重県方面への旅行については令和4年1月20日、令和4年1月10日からの京都府方面への旅行については令和4年1月31日、令和4年1月15日の松阪市への旅行については令和4年3月10日、令和4年6月27日からの福島県方面への旅行については令和4年7月20日、令和4年7月6日の豊橋市への旅行については令和4年9月12日をそれぞれの「当該行為のあった日又は終わった日」と判断し、本件請求書の提出がそれぞれの日から1年を経過していることを認めた。

「支出日から1年を経過している理由」として、請求人は、「令和5年8月2日に開示された行政文書により、初めて幸田町から支出されていたことを知った」と主張しているが、その前置きに「幸田町ホームページの町長フォトニュースで一般社団法人全国道の駅連絡会の役員として出張していたことは承知していた」としており、「当然、当該法人から支出されたものと思い込んでいた」としても、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の有無は、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの（昭和63年4月22日最高裁判例）」であることから、この請求人の主張には、正当な理由がないと判断した。

一方、令和5年3月4日の豊橋市への旅行については、旅費の支給があった令和5年5月10日を「当該行為のあった日」と判断し、本件請求書の提出が同日から1年を経過していないことを認めた。この旅行については、同日豊橋市の道の駅「とよはし」で開催

された道の駅イベント「もしも訓練フェア in 防災道の駅とよはし」に参加するためのものである。このイベントは、一般社団法人全国道の駅連絡会が主催したものであるが、関係職員の陳述にあるように、幸田町長及び産業振興課長は、道の駅「筆柿の里・幸田」のBCPを策定し、地域の防災拠点として道の駅の防災機能を強化する幸田町の取組のために、このイベントに参加し、現地を視察したことから、この旅行は、幸田町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和36年幸田町条例第28号。以下「条例」という。）第8条第1項及び幸田町職員等の旅費支給条例（昭和29年幸田町条例第10号）第1条第1項の「公務のため」に該当すると認めた。

このイベントのオープニング合同セレモニーで、幸田町長は、主催者である当該法人の監事としての立場で挨拶を行った。この事実だけを捉えれば、請求人の主張のとおり、当該法人の業務となり、これに係る旅費は、当該法人から支給されるべきであるといえる。しかし、幸田町長は、成瀬敦個人ではなく、あくまで幸田町長として当該法人の監事に選任されており、関係職員の陳述にあるように、この挨拶がなくても、幸田町の公務としてこのイベントに参加し、現地を視察していたことから、これに係る旅費を幸田町が支給したことは条例に違反するとする請求人の主張は当たらない。

よって、令和5年3月4日の豊橋市への旅行に係る旅費の支給については、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たらないと判断した。

なお、本件請求に至った原因については、請求人の陳述から、幸田町ホームページの町長フォトニュースにおいて当該法人の理事又は監事として視察をしたと説明されていることが挙げられる。この町長フォトニュースの記事だけを見れば、この視察が幸田町の公務でなく当該法人の業務であると請求人が考えたのも理解できる。今後このような疑念を町民に抱かせないよう、幸田町長及び町職員には、ホームページなど幸田町の広報記事に細心の注意を払い、法令順守の下、公私の区別を明確にしていくことを申し添える。

2 結論

以上のことから、本件請求に係る旅費等の支出のうち、令和2年10月6日からの佐賀県方面への旅行、令和3年10月12日の高山市方面への旅行、令和3年12月26日からの三重県方面への旅行、令和4年1月10日からの京都府方面への旅行、令和4年1月15日の松阪市への旅行、令和4年6月27日からの福島県方面への旅行及び令和4年7月6日の豊橋市への旅行については、法第242条に定める要件を備えていないものと判断し、これを却下し、令和5年3月4日の豊橋市への旅行については、本件請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。